

建設リサイクル法情報共有システムの開発について

八千代エンジニアリング（株）正会員○吉野 博之
藤井 純一郎 齋藤 康宏 山田 歩 山口 桐奈

1. はじめに

建築物の新築、改修、解体等の工事については、①建設リサイクル法、②大気汚染防止法、③建築基準法、④道路法第 24 条等の法律が関係しており、所管する担当部局が錯綜している（表-1）。申請者は、該当する法律に規定されている申請書を、土木事務所、景観・環境総合センター等の担当窓口へ手続きを申し込む。しかしながら、申請者が関連する法律の届出の提出を忘れ、結果として手続き違反事案が過去に発生した。このため、4 法律に関連する部局において申請の有無を確認するための情報共有が求められた。奈良県では、4 法律に関する建設リサイクル法情報共有システム

表-1 各法律と担当部局一覧

法律	担当部局
①建設リサイクル法	技術管理課、各土木事務所、景観・環境総合センター（生駒市、橿原市）
②大気汚染防止法	環境政策課、廃棄物対策課、景観・環境総合センター
③建築基準法	建築課、各土木事務所
④道路法第 24 条	道路管理課、各土木事務所

（以下、“システム”）を開発し、平成 26 年度から運用を開始した。今回は、システムの開発について報告する。

2. システムの概要

システムは、県庁ネットワークに接続している Web システムである（図-1）。各法律の申請は、土木事務所、景観・環境総合センターで行われる。申請の受付は、担当者の PC 上から奈良県庁内ネットワークを通じてシステムに情報が登録され、技術管理課が情報を集約して、委託しているパトロール業者へ情報を提示する。パトロール訪問先はパトロール業者が選定し、技術管理課、景観・環境総合センターが訪問先をチェック・承認する。パトロール業者は、パトロールを実施する。結果は、技術管理課、景観・環境総合センターがシステムに登録する。違反があった場合は、奈良県のマニュアルに従い、職員が違反内容の確認、業者への注意、指導、助言、勧告、命令を行う。

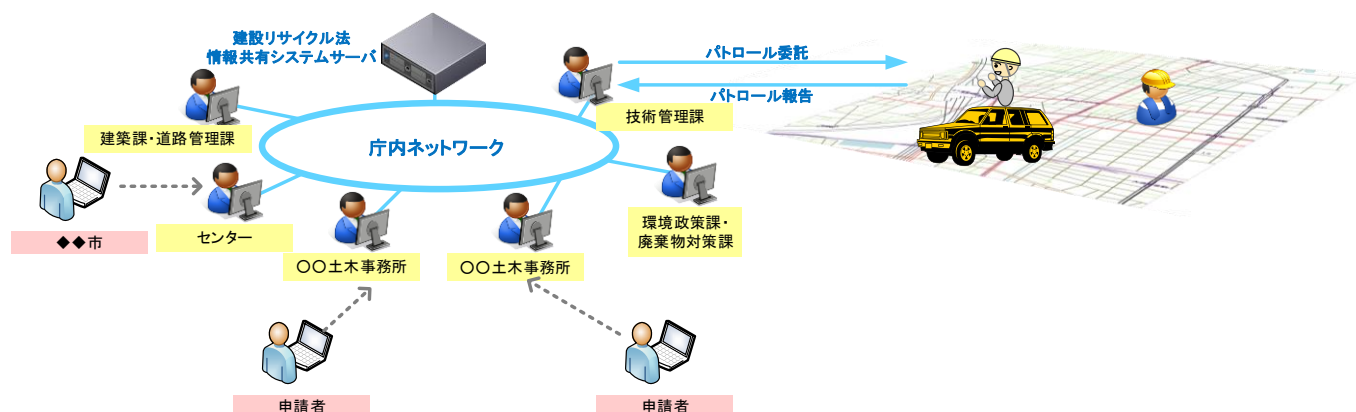


図-1 システム概要

申請の受付は、Excel をインターフェイスとして採用した。日常で使い慣れている操作体系を使用することで、操作習熟に要する時間を短縮した。表形式の台帳に必要な情報を記入し、台帳をシステムに登録する際、申請情報は、データ形式、情報の重複等についてチェックを行う（図-2）。施工場所は住所から国土院が公開している電子国土にピン表示するが、詳細な位置まで正確に与えることが難しいため、申請時に担当者が正確な位置にピン移動できる機能としている。



図-2 データ登録方法

KeyWords：建設リサイクル法、大気汚染防止法、建築基準法、道路法第 24 条、情報共有

連絡先：〒161-8575 東京都新宿区西落合 2-18-12 TEL:03-5906-4204 FAX:03-5906-0826

主なシステム機能要件は、表-2 に示すとおり。システム機能は、担当部局との合同会議、個別ヒアリングから得られた意見、要望を踏まえ設計した。開発言語はPHP 及び VBA、データベースは MySQL などオープンソースソフトウェアを主に用いた。

3. 突合について

各法律の申請に対する突合の考え方を図-3 に示す。建築基準法、および道路法第 24 条の場合、申請内容に建築物やインフラ施設の解体が網羅しているため、建設リサイクル法申請の必要が判断できる。建築、道路管理の担当者が、システムを用いて建設リサイクル法の申請の有無を確認する事で、突合が可能となる。同様に、大気汚染防止法と建設リサイクル法とはアスベスト等の有無で関係があるため、突合が可能となる。しかし、各法律の申請に対し、別法律での申請が不要な場合もある(例えば、建設リサイクル法の申請がされているが、道路工事が不要である等)。このため、運用として各法律の担当者が別法律の申請に対し、情報をチェック・確認する作業が必要となる。仮に、建築基準法の担当者が申請の登録、別法律のチェック・確認を行わなかった場合、確実な突合は難しい。また、建設リサイクル法の申請は、千件以上/年に至るため、担当者がシステムを起動し、別法律の登録情報を個別に確認するには、負担が大きく、見落としが懸念される。

この運用上の懸念を回避するため、次の機能を実装した。これにより、突合の負担を軽減できると考える。

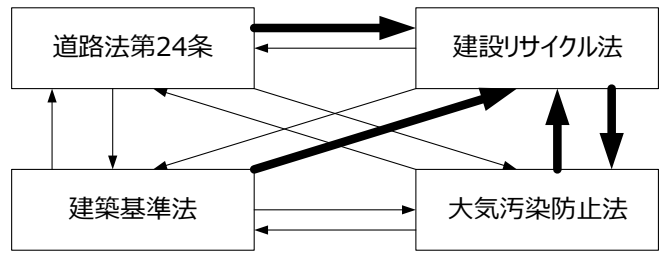
- 新着情報：建設リサイクル法の届出書・パトロール情報、大気汚染防止法の届出書・立入情報、建築基準法の新着建築除去届、道路法第 24 条の道路工事施工承認申請書をホーム画面でリスト表示、個別申請、パトロール情報、立入情報のリンクが可能。
- 地図表示と検索(図-4)：突合時に申請情報は、地図上にピンと概要を表示する。目視により地図上のピンが近い申請情報を確認する事が可能となる。また、施工場所住所、発注者、受注者、日付、受付場所(県庁、土木事務所、景観・環境総合センター)でフィルタリング検索が可能。

4. 今後の課題

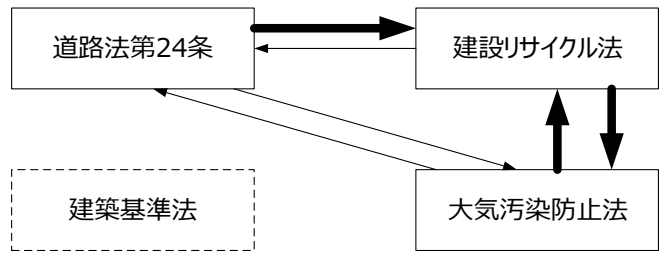
本システムについては、職員からの機能改良要望が寄せられている。4 法律で規定されておらず、各担当部門で独自に運用されている事項もある。今後は、システムの改良、および各担当部門での独自運用の適否の検討が課題となる。

表-2 主なシステム機能要件

<ul style="list-style-type: none"> ・入力機能(建設リサイクル法に係る届出, 建築基準法に係る届出, 道路法第 24 条, 大気汚染防止法関連の届出, 違反対応状況, 位置情報等) ・台帳管理機能(各種届出に関する台帳・画像・図面データ管理, 工事進捗状況, 事務処理決済状況, ファイルチェック機能等) ・統計分析機能(各種届出, 違反対応状況) ・GIS 機能(位置情報, 各種届出の可視化, 管理) ・検索機能(発注者・受注者・住所・面積・用途・規模・工事の種類・着手予定日・完了予定日等, 各種届出の突合・有無) ・出力機能(印刷プレビュー, 帳票の Excel, CSV, PDF 形式, 規定様式, 国土交通省等規定様式, 検索結果一覧表, 地図・図面・写真データ等) ・その他機能(フリー入力, 物件の色付け・日付管理) ・管理機能(ログイン, ユーザ管理等)
--



a) 4 法律の突合関係



b) 建築基準法が抜けた場合の突合関係

図-3 各法律における突合関係



図-4 突合の事例